

# 東日本大震災に係る一部負担金免除等の令和2年3月以降の取扱いについて

① 原発事故に伴う避難指示区域等の被災者等に係る一部負担金等の免除の期限（令和2年2月末まで）については、一部（※1）を除き、令和3年2月末まで免除措置を延長。

※1) 平成31年4月9日までに原子力災害特別措置法第20条第2項に基づく指示による帰還困難区域又は居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者（令和元年9月の標準報酬月額が53万円以上）については、免除対象外。なお、平成31年4月10日から令和2年3月10日の間に上記設定が解除された地域の上位所得者については、令和2年9月末で免除措置を終了。

② 原発事故に伴う避難指示区域等の被災者等に係る健診・保健指導の費用の還付の期限（令和2年3月末までの受診分）については、令和3年3月末（※2）までの受診分に延長。

※2) 一部負担金等の免除が令和2年9月末までとなる者についても、健診・保健指導の費用の還付は令和3年3月末までの受診分を対象とする。

事 項	免除・還付の対象期間							
	H23/3/11	H24/9/30	H25/3/31	R2/2/29	R2/3/31		R3/2/28	R3/3/31
①医療機関・調剤薬局における一部負担金等の支払いの免除（療養費を除く。）	原発事故関係							
	住居の全半壊等							
②健診・保健指導の費用の還付	原発事故関係							
	住居の全半壊等							

# 令和元年台風第19号に係る一部負担金免除の令和2年4月以降の取扱いについて

令和元年台風第19号に伴う災害救助法の適用市町村において、住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和2年3月末まで）について、被災状況を鑑みて、令和2年9月末まで延長。

事項	R1/10/12	R2/1/31	R2/3/31	R2/9/30
医療機関等における 一部負担金等の支払の免除				
				

(※) 令和2年4月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、協会けんぽでは、令和2年3月から免除証明書を発行している。  
また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。

■ 令和元年台風第19号における災害救助法適用市町村（※令和元年11月1日時点）

	自治体名	区	市	町	村	計
1	岩手県	0	6	5	3	14
2	宮城県	0	14	20	1	35
3	福島県	0	13	30	12	55
4	茨城県	0	24	6	0	30
5	栃木県	0	13	8	0	21
6	群馬県	0	12	13	5	30
7	埼玉県	0	29	18	1	48
8	千葉県	0	25	15	1	41
9	東京都	7	17	4	1	29
10	神奈川県	0	11	7	1	19
11	新潟県	0	3	0	0	3
12	山梨県	0	10	6	4	20
13	長野県	0	16	13	14	43
14	静岡県	0	1	1	0	2
14都県合計		7	194	146	43	390

※上記市町村のうち、以下の千葉県の25市15町1村、東京都の1町については、令和元年台風第15号において災害救助法が適用された地域であり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあり、継続的に救助を必要としていることから、台風第19号においても災害救助法が適用された市町村。

千葉県：千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

東京都：島しょ大島町